

令和4年度 宮崎県キャリア形成プログラム改訂について

1 趣旨

令和元年度に策定した宮崎県キャリア形成プログラムの改訂にあたり、国の運用指針に基づき、地域医療対策協議会へ諮るもの。

2 改訂内容

(1) 対象者

令和4年度より宮崎大学医学部地域枠A・B・C（医師修学資金貸与あり）が設置されたため、対象者として追加する。

【改訂案】

医師修学資金貸与医師

1 対象者

- ・医師修学資金の貸与を受けた医師
（宮崎大学地域特別枠、宮崎大学地域枠A・B・C、長崎大学宮崎県枠、
医師修学資金貸与者）

(2) 適用同意取得時期

国の運用指針が令和3年12月に改正されたことに伴い、改正後の内容に沿って適用同意取得時期を6年生進級時から入学時と変更する。ただし、令和3年度までに入学した者については、従前どおり6年生進級時までとする。

【改訂案】

4 キャリア形成プログラムの適用

(1) 同意書提出及びコース選択等について

- ア 対象学生は、医学部入学時（ただし、令和3年度以前に入学した対象学生については、原則、医学部6年生に進級するまで）に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けるところについて同意を行うこととします。

(3) 臨床研修に係る県外研修

宮崎県キャリア形成プログラムでは、現在、専門研修に係る県外研修（県外連携施設での研修）はプログラム期間として認めているが、臨床研修に係る県外研修については取扱を定めていない。

臨床研修においても基幹施設のプログラム内容によっては、県外研修が必要となることが考えられるため、専門研修同様に臨床研修に係る県外研修期間は、プログラム期間として認めることとする。

また、臨床研修及び専門研修に係る県外研修期間は、A群と同様の勤務期間の取扱とする。

【改訂案】

7 対象期間の一時中断等

- ※ 臨床研修及び専門研修プログラムの県外研修期間は一時的に中断とせず、キャリア形成プログラムの期間として取り扱うこととします。ただし、A群での勤務と同様の取り扱いとします。

(4) 県外医療機関での勤務

県内専門研修プログラムの県外連携施設であり、宮崎県境に所在し、多くの宮崎県民の患者を受け入れる等、宮崎県地域医療対策協議会が特に必要と認められると判断した医療機関での勤務期間は、プログラム期間（A群）として認めることとしたい。

【特に必要と認められる県外医療機関の条件】

次の条件をすべて満たす医療機関とする。

- ・ 県内専門研修プログラムの連携施設となっている県外医療機関
 - ・ 宮崎県境（宮崎県に隣接する県外市町村）に所在し、日常的に多くの宮崎県民が診療を受けている県外医療機関
- ⇒条件を満たす「多良木病院（熊本県）」を認めることとしたい。

【多良木病院】

- ① 所在地：熊本県球磨郡多良木町（西米良村に隣接）
- ② 専門研修：宮大附属病院整形外科専門研修プログラム連携施設
- ③ 受診状況：令和3年度 宮崎県民外来患者 延べ 1,747人
入院患者 延べ 670人
※西米良村人口 965人（令和4年4月1日現在）

【改正案】資料2-2のとおり

(5) コースの新設及び見直し

①基本領域コースの新設

次の2つのコースを新設する。詳細は資料2-3を参照

- ・ 県立宮崎病院 救急科
- ・ 宮崎市郡医師会病院 内科

②サブスペシャリティ領域コースの新設

日本専門医機構で認定されている内科及び放射線科のサブスペシャリティ領域コースを新設する。詳細は資料2-4を参照

- ・ 宮崎大学医学部附属病院 内科 感染症
放射線科 放射線診断
放射線治療

③既存コースの見直し

既存コースの基本モデル及び対象医療機関について、専門研修プログラムの改訂等を受け一部見直し。詳細は資料2-5、2-6を参照